

災害時要配慮者を守る

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子ども、障がい者や傷病者、妊産婦など何らかの配慮が必要な人(災害時要配慮者)です。この災害時要配慮者を災害から守るために、地域で協力し合いながら、積極的な支援が行えるようにしましょう。



災害時要配慮者の特性

災害の危険を察知しにくい、あるいはできない。	自分の身に危険が迫っていても助けを求められない、もしくは難しい。	危険を知らせる情報を受け取ることや正しく理解することが困難である。	危険を知らせる情報に対してすぐに対応することが困難である。
-------------------------------	---	--	--------------------------------------

災害時要配慮者の支援体制

平常時から支援体制をつくる

1 防災訓練への参加 災害時要配慮者とともに避難経路や避難所を確認しておくことができる。また避難時に災害時要配慮者がどのような支援を必要とするか認識できる	2 災害時要配慮者の身になって防災環境を点検する 放置自転車などの障害物はないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの警報や避難の伝達方法が整っているか、災害時要配慮者に対応した環境づくりを進める。	3 日頃からコミュニケーションを深める 災害時の支援活動をスムーズに行うために、災害時要配慮者と交流を図り、コミュニケーションをとっておく。
--	--	---

誘導する際のポイント

1 誘導するときはしっかり誘導する 一人の災害時要配慮者に対して、複数の住民で支援するなど地域で具体的な体制を決めておく。隣近所で助け合いながら避難する。	2 車椅子の人には二人以上で援助 階段では二人以上でないと危険。上りは前向き、下りは後ろ向きに移動する。支援者が一人しかいない場合は、おぶって避難する。	3 目の不自由な人には声がけをして 「お手伝いしましょう」などと、まず声をかける。誘導するときは、杖をもっていないほうのひじあたりを支え、ゆっくり歩く。
4 耳の不自由な人には身振り手振りで 正面向きで口を大きく動かして話しかけるようにする。口頭で伝わりにくいときは、筆談か身振り手振りで正確な情報を伝える。	5 外国人には身振り手振りで いざというときに外国人の人が孤立しないようにすんで声をかける。言葉が通じないときは身振り手振りで、道順などを示す。	6 困ったときこそ温かい気持ちで 非常時こそ不安な状況におかれています。困っている人の立場にたって支援する。困っている人や災害時要配慮者に思いやりの心で接する。

避難行動要支援者制度を活用しましょう

座間市では、災害時に支援が必要な方を地域で支援する体制づくりを進めています。災害時に自力で避難することが困難で、地域からの支援が必要な方の情報を名簿として登録し、地域と共有し、情報として把握していただくことで、災害時の安否確認等を円滑に行います。

申請 避難行動要支援者名簿への登録申請 ●申請できる方 高齢者、障がい者等で地域の支援希望する方で次の全てに該当する方。 ①市内にお住まいの方 ②支援組織(自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等)への個人情報提供に同意する方 ③災害時に自力で避難することが困難な方(詳しくは下記担当まで。)	名簿共有 市による登録台帳の整備、支援組織との名簿の共有 ●自治会や民生委員等地域の関係団体と名簿を共有し、災害時の安否確認などに活用します。 ●名簿共有の際には、個人情報保護に留意して適正に管理します。
●名簿を活用しての要援護者の把握 ●避難経路の確認(場所によって) ●防災訓練や防災研修会(場所によって)	平常時 → 地域による支援 → 災害時 ●名簿を活用しての安否確認 ●避難場所への誘導 ●救出活動

この制度は、日頃からの地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らすとするものです。災害の状況によっては、必ずしも支援を受けられるとは限りません。また支援する方が責任を負うものでもありません。支援を希望する方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持ちながら、日頃から積極的に周囲の方とコミュニケーションを取るよう心がけましょう。

お問い合わせ・申請先
福祉長寿課(高齢者担当)
TEL046-252-7127
障がい福祉課(障がい者担当)
TEL046-252-7978

災害時連絡カードを準備しましょう

例

災害時連絡カード			
状態	耳が聞こえません		
フリガナ	ザマ タロウ	生年月日	昭和46年 4月 1日
氏名	座間 太郎	血液型	Rh ④ - O型
住所	〒252-0021 座間市緑ヶ丘 1-1-1		
電話	046-※※※※	FAX	046-※※※※
緊急連絡先	氏名 座間〇〇 関係 父 電話 090-※※※※※※※※	氏名 座間△△ 関係 母 電話 090-※※※※※※※※	
自治会	○×△自治会		
身体の状態	耳が聞こえません。手話通訳か、無理なら筆談をお願いします。 ○※※△薬、※△※△薬を飲んでます。 ストマ装具の支給をお願いします。 足が悪く、車椅子が無いと移動できません。 そばアレルギーがあります。 日中は、〇〇〇〇にいますことが多いです。		
同意書	災害時にこのカードに記載する私の情報を、他の人に提供することに同意します。		

災害時に自分の状態を周囲の人に伝えるため、各自で左記のような災害時連絡カードを準備しておきましょう。記入した災害時連絡カードは、財布やかばんの中に入れて、常に携帯してください。さらに、家の分かりやすい場所に置くなどして、災害時に備えましょう。ご自身や家族の写真と一緒にしておくことで災害時の安否確認に役立ちます。

チェック 二次避難所について

二次避難所は、高齢者や障がい者などの災害時要配慮者が避難する施設ですが、災害発生後すぐに開設されることはありません。まずは、地域の方の支援により、最寄りの一次避難所へ避難してください。避難された災害時要配慮者の状況により、二次避難所が必要だと判断された場合に開設されます。